

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

地域福祉基金積立規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、対馬市内の地域福祉の推進を図るため、地域福祉基金（以下「基金」という。）を積み立てるものとする。

(財 源)

第2条 基金は、平成21年1月13日酒井千代香氏より受けた寄付金2千万円をもって充てる。

(基金の管理)

第3条 基金は、銀行その他の金融機関への預金等确实かつ有利な方法により管理するものとする。

(基金の経理)

第4条 基金の運用は、サービス区分をもうけて、その収入及び支出の状況を明確にしておかなければならない。

(基金の運用益)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、本基金に加算し積み立てるものとする。

(基金の活用)

第6条 本基金は、本会が開催する地域福祉の推進に関する事業の資金として取崩し活用するものとし、その使途、取崩については、理事会の同意を得、評議員会の議決を経て決定するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

(改正手続)

第8条 この規程を改正しようとするときは、理事会の同意を得ておこなう。

附 則

1 この規程は、平成21年3月27日より施行する。

2 この規程は、平成26年7月1日より改正実施する。